

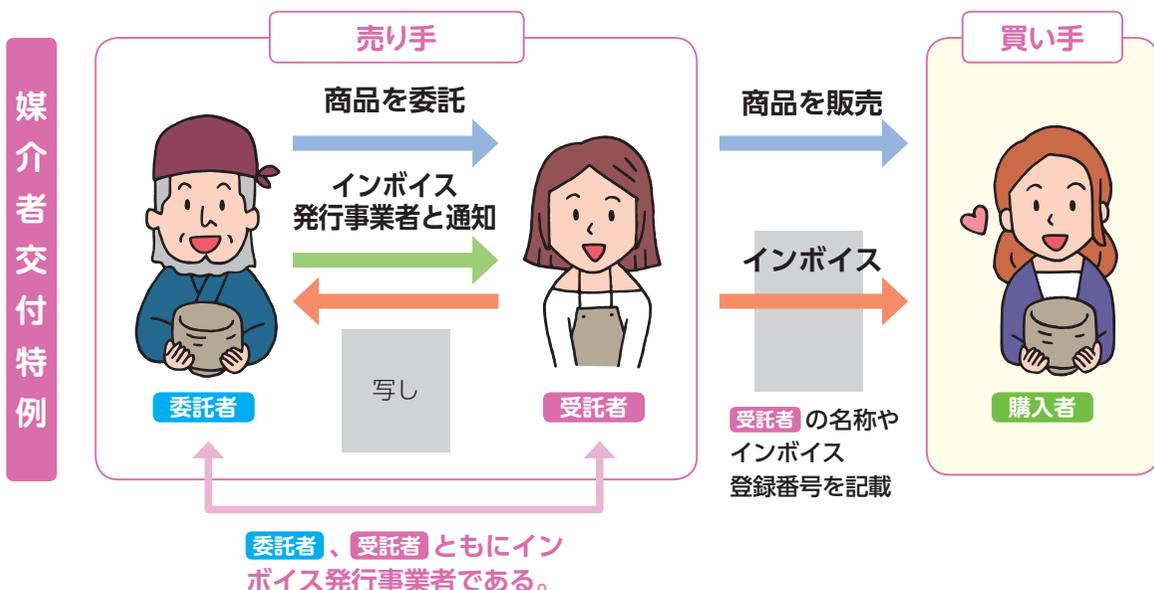
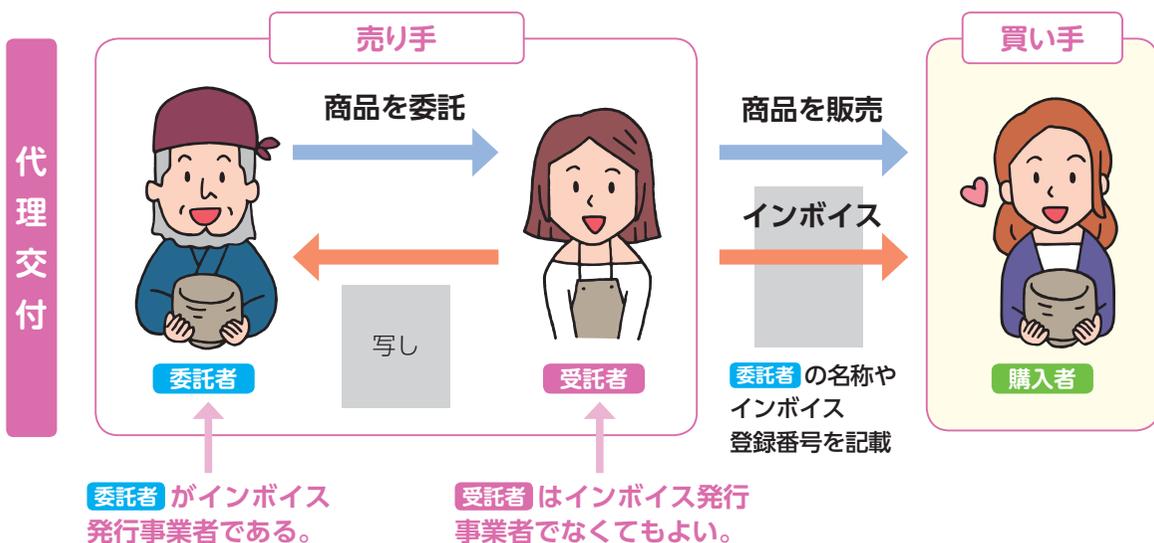
4章

こんなとき どうする？



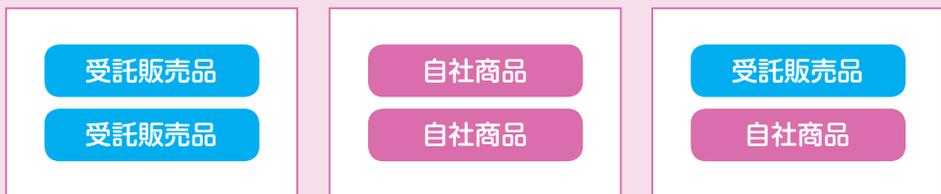
Q 商品を委託販売しているのですが、インボイスはどうすればよいですか？

A 実際に販売をする事業者（受託者）が委託者の名称やインボイス登録番号などを記載したインボイスを発行する場合＝代理交付と、受託者が自身の名称やインボイス登録番号などを記載したインボイスを発行する場合＝媒介者交付特例があります。



Q 商品を受託販売していますが、同時に自身の商品も販売する場合は区別して発行するのでしょうか？

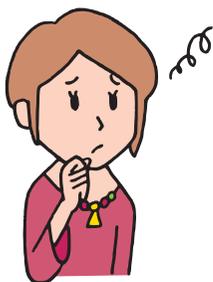
A 受託販売をしている事業者が自身の商品も販売していて、同じ買い手に販売した場合、区別せずに、一つのインボイスでかまいません。



どの場合も一つのインボイスでOKなら難しくないですね！



受託者



委託者

少しずつ何回も委託するから、インボイスの写しがすごく多くなりそうで、保存するのが大変そう。

委託者と受託者 の間でインボイスの写しが大量になるなど、事務手続上などの理由がある場合は、品目名や日付、金額、数量などについてインボイスの写しと相互の関連が明確な精算書などの書類を保存するだけでもよいとされています。



取得した家事共用資産の消費税額は 事業用部分を按分して計算

個人事業者では、事業と家事で共用する資産を持つ場合があります。

消費税の納税事業者の場合、事業専用と家事消費用・家事使用について使用率や使用面積などの合理的な基準で区分して課税仕入れ等の消費税額を計算します。

✓ 家事共用資産の計算例① 買い手 となる場合

275万円（内消費税25万円）で自動車を購入し、事業と家事で使用する場合。
事業専用割合が80%であれば、課税仕入れ等の消費税額は次のようになります。

$$275\text{万円} \times 80\% = 220\text{万円}$$

$$220\text{万円} \times 10\% = \underline{22\text{万円}}$$

✓ 家事共用資産の計算例② 売り手 となる場合

事業と家事で使用している中古車を20万円で売却する場合。
事業専用割合が80%であれば、課税売上に係る消費税額は次のようになります。

$$20\text{万円} \times 80\% = 16\text{万円}$$

$$16\text{万円} \times \frac{10}{110} \div \underline{14,545\text{円}}$$

領収書	
	令和5年11月30日
	(株) ▲▲▲
	登録番号 T1234...
(株) ○○○御中	
金額 200,000円 (税込)	
但し、家事使用分 40,000円	
10%対象	160,000円 (内消費税14,545円)

中古車を買取った事業者に対して、事業専用割合に相当する金額を入れたインボイスを発行します。



Q 中古車販売業をしているのですが、消費者からの仕入れも仕入税額控除できますか？

A できます。古物営業法の許可を受けて古物営業を営み、下の3つの要件をすべて満たしていれば仕入税額控除ができます。車や楽器、洋服などの中古販売に関わる事業者が当てはまるでしょう。

なお、相手がインボイス発行事業者である場合は、適格請求書を発行してもらい、保存しなければなりません。

※帳簿の保存のみで仕入税額控除を受ける場合については、31ページをご覧ください。

- ① 古物の仕入れ
- ② 棚卸資産（販売目的）の仕入れ
- ③ インボイス制度に登録していない事業者（個人を含む）からの仕入れ

自己の使用のためにインボイス制度に登録していない事業者（個人を含む）から買い入れた古物は、免税事業者からの課税仕入れに当たるので仕入税額控除ができません。ただし、措置期間内は控除が可能です。

※36～37ページも合わせてご覧ください。



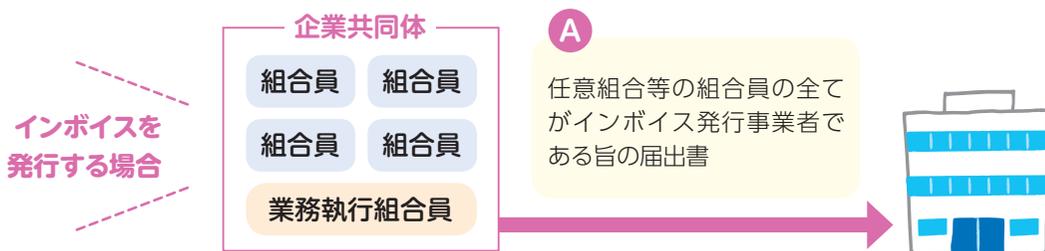
自分たちで使う営業車は販売目的じゃないから、仕入税額控除できないんだね。

古物営業法による古物の定義

「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含む。ただし、船舶、航空機、工作機械その他これらに類する大型機械類で政令で定めるものを除く）、もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの、またはこれらの物品に幾分の手入れをしたもの。

Q JVを組成して建設工事を行う場合、インボイスは各社が発行しますか？

A1 JVのような民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合などは、原則としてインボイスを発行することはできません。ただし、業務執行組合員が**A**の届出書を提出すればインボイスを発行できます。発行した組合員が写しを保存します。



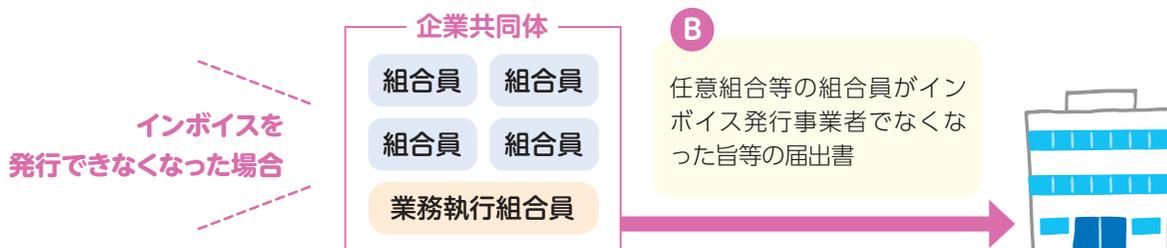
任意組合等の事業として行われる取引に関するインボイスに記載可能な「適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号」は、次の2通りとなります。

- 1 組合員全員のものを記載する（こちらが原則）
- 2 その任意組合等の、いずれかの組合員の「氏名または名称及び登録番号」（1つまたは複数でも可）とその任意組合等の名称



A2 次の場合、該当することになった日より後の取引については、インボイスの発行ができません。また、業務執行組合員が速やかに**B**の届出書を提出しなければなりません。

- 1 インボイス発行事業者でない新たな組合員を加入させた場合
- 2 任意組合等の組合員のいずれかがインボイス発行事業者でなくなった場合



A3

任意組合等が解散しその清算が終了した場合、清算人がCの届出書を提出します。

任意組合等が解散し、
その清算が終了した場合

清算人

C

任意組合等の清算が結
了した旨の届出書



4

こんなときどうする？



任意組合の事業として課税仕入れを行う場合の対処

任意組合等で課税仕入れをする場合、業務執行組合員が支払い等の名義人となり、各組合員との間で負担分を清算するという方法を取ることが多いでしょう。この場合、各組合員はインボイスを受け取れませんが、次の書類を保存すれば仕入税額控除が可能です。

- 1 業務執行組合員が仕入先から受け取ったインボイスのコピー
- 2 各組合員が出資金等の割合に応じた対価の配分内容を記載した書類（精算書）

インボイスのコピーが大量になるなどの理由で、業務執行組合員がコピーを発行することが難しい場合は、精算書のみを発行、業務執行組合員が仕入先から受け取ったインボイスを保存し、各組合員は精算書を保存することも可能です。

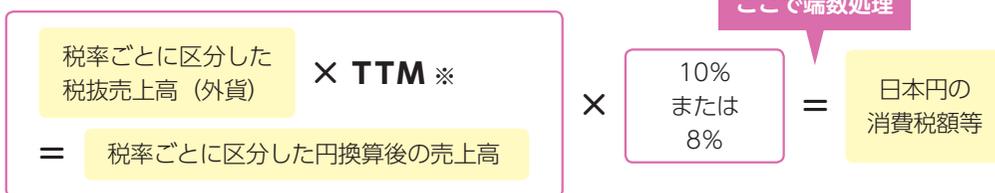


Q 外貨建の取引では どのように記載すればよいですか？

A

外貨建てによる取引も、インボイスに記載が必要な事項は同じです。記載事項は外国語や外貨でも問題ありませんが、「税率の異なるごとに区分した消費税額等」は、円換算した金額を記載しなければなりません。次のいずれかの方法で算出します。

1 税率ごとに区分して合計した外貨の税抜売上高を円換算した後、消費税額等を算出



A $\$60 \times 135.55 \times 10\% = 813.3 \rightarrow 813\text{円}$

B $\$270 \times 135.55 \times 8\% = 2,927.88 \rightarrow 2,927\text{円}$

2 税率ごとに区分して合計した外貨の税込売上高を円換算した後、消費税額等を算出



A $\$66 \times 135.55 \times \frac{10}{110} = 823.3 \rightarrow 813\text{円}$

B $\$291.6 \times 135.55 \times \frac{8}{108} = 2,927.88 \rightarrow 2,927\text{円}$

※TTMは電信売相場の中値のこと。法人税における外貨建債権は、原則として取引日の電信売相場(TTS)と電信買相場(TTB)の中値(TTM)によって換算します。

インボイスの記載例

TTM=135.55円の場合

Description	Taxable amount (\$)	Tax amount (\$)	JPY Tax Amount (¥)
Dish	\$25	\$2.5	—
Forks	\$35	\$3.5	—
Apples *	\$150	\$12.0	—
Lemons *	\$120	\$9.6	—
Standard tax rate(10%)	\$60	\$6.0	¥813
Reduced tax rate (8%)	\$270	\$21.6	¥2,927

どの計算方法でも、算出される日本円の消費税額は同じです。なお、外貨建ての Tax amount は、インボイスの記載事項として求められていないので、参考として記載します。

4

こんなときどうする？

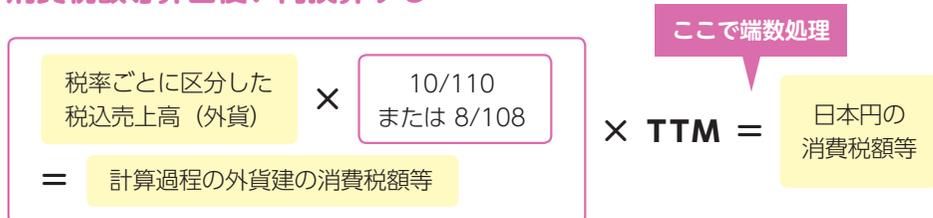
3 税率ごとに区分して合計した外貨の税抜売上高から計算過程の外貨建の消費税額等算出後、円換算する



A $\$60 \times 10\% \times 135.55 = 813.3 \rightarrow 813\text{円}$

B $\$270 \times 8\% \times 135.55 = 2,927.88 \rightarrow 2,927\text{円}$

4 税率ごとに区分して合計した外貨の税込売上高から計算過程の外貨建の消費税額等算出後、円換算する



A $\$66 \times \frac{10}{110} \times 135.55 = 823.3 \rightarrow 813\text{円}$

B $\$291.6 \times \frac{8}{108} \times 135.55 = 2,927.88 \rightarrow 2,927\text{円}$

外貨建の売上を税抜か税込か、どこで円換算するか考えるってことですね。



独占禁止法上、問題となる行為の例



- 事業者同士の取引条件はお互いの中で取り決めるものですが、インボイス導入により、免税事業者は取引条件が不利になりやすいと考えられます。
- インボイス導入により取引条件を見直すことそのものが問題というわけではありませんが、それが「優先的地位の濫用」に当たらないかの確認が必要です。

